

2021年7月15日

中国電力株式会社御中

上関原発を建てさせない祝島島民の会
代表 清水 敏保

「調査場所付近におられる皆様へ」への反論

貴社が示された「調査場所付近におられる皆様へ」と題する文書について、下記のとおり反論いたします。

記

1. 「調査場所付近におられる皆様へ」には、「平成26年6月、祝島の方々と中国電力は裁判上の和解をしており、中国電力が埋立工事施行区域¹内で行う地質調査に関して、漁船等の船舶を進入・係留して同調査を妨げないというお約束をいただいています」として、中国電力と祝島漁民との和解の内容を記した山口地裁平成26年6月11日審尋調書が添付されている。
2. 当該審尋調書に記されている和解条項には、次のとおり記されている。
2. 申立人らと被申立人は、被申立人が、本件公有水面につき、有効な公有水面埋立法による免許に基づき、適法に埋立てに関する工事を再開したときは、申立人らが被申立人に対し、本件仮処分決定主文第1項の不作为義務を負うことを確認する。²
3. 上掲和解条項に示されているように、中国電力が、「適法に埋立てに関する工事を再開したとき」は、祝島漁民は中国電力に対し上記不作为義務を負う。
4. ところで、適法に埋立工事がなされるには「事業者と公の関係」において埋立免許が出されるだけでなく、「事業者と民の関係」において損失補償がなされることが必要である。³
同様に、適法にボーリング調査がなされるには、「事業者と公の関係」において一般海域占用許可が出されるだけでなく、「事業者と民の関係」において損失補償がなされることが必要である。
5. しかるに、本件ボーリング調査においては、祝島漁民への損失補償は一切なされていない。
したがって、本件ボーリング調査は適法になされておらず、祝島漁民が上記不作为義務を負うことは全くない。

以上

¹ 原文のまま。正しくは「埋立施行区域」。

² 申立人は祝島漁民、被申立人は中国電力である。

³ 公有水面埋立法8条に示されている。ちなみに、公有水面埋立法では水面権者に対する補償の必要性のみを規定しているが、他の財産権の権利者に対しても補償が必要なことは、国会答弁にも示されている(熊本一規『漁業権とはなにか』55頁参照)